

斜里町スポーツ施設指定管理者 募集要項

令和 8 年 7 月

斜 里 町

目次

1. 指定管理者募集の目的	1
2. 対象施設の一覧	1
3. 指定管理者が行う業務	1
(1) 基礎的管理業務	1
(2) 維持管理業務	1
(3) 運営業務	1
(4) 自主事業	1
4. 指定期間	1
5. 指定管理料	1
6. 関係法令の遵守	2
7. 応募資格	2
8. 応募方法	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出上の注意事項	4
(3) 募集要項の配布方法	4
9. 指定管理者の選定	5
(1) 選定方法	5
(2) 審査会	5
(3) 選定基準（別紙1）	6
(4) 結果公表	6
10. 指定管理者の指定等	6
(1) 指定管理者の指定	6
(2) 協定書の締結	6
(3) 業務の引継ぎ	7
11. 応募にあたっての留意事項	7
(1) 接触の禁止	7
(2) 重複提案の禁止	7
(3) 費用負担	7
(4) 応募書類の著作権	7
(5) 町が提供する本件関係資料に係る目的外使用の禁止	7
12. 指定の取消しについて	7
13. 問合せ先	8

1. 指定管理者募集の目的

斜里町 B&G 海洋センター体育館、斜里町武道館、斜里町 B&G 海洋センタープール、ウトロ地域水泳プール、斜里町町民公園パークゴルフ場、斜里町シーサイドパークゴルフ場、斜里町営野球場、斜里町営テニスコート、斜里町営陸上競技場（サッカーコート、クロスカンントリーランニングコース含む）、斜里町営スケートリンク（以下「斜里町スポーツ施設」という。）の管理運営について、民間業者のノウハウ等を生かし、一括して斜里町スポーツ施設の指定管理を行うことで、効率的で安定的な施設運営を図ることを目的とし、その指定管理者の選定を行うための公募型プロポーザルを実施する。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

2. 対象施設の一覧

	名称	所在地	開設年度
1	斜里町 B & G 海洋センター体育館	朝日町 20 番地 17	S57
2	斜里町武道館	朝日町 20 番地 18	H8
3	斜里町 B & G 海洋センタープール	朝日町 20 番地 17	S57
4	ウトロ地域水泳プール	ウトロ香川 134 番地	H5
5	斜里町町民公園パークゴルフ場	朝日町 3 番地 1, 3 番地 2, 3 番地 3	H9
6	斜里町シーサイドパークゴルフ場	朝日町 1 番地 5、前浜町 1 番地 2	H9
7	斜里町営野球場	朝日町 3 番地 1, 3 番地 2	S45
8	斜里町営テニスコート	朝日町 3 番地 2	S56
9	斜里町営陸上競技場	朝日町 3 番地 3	S43
10	斜里町営スケートリンク	文光町 51 番地 7	S26

※ その他、各施設の物置、トイレ等も管理対象とする。

※ 施設の概要は別紙管理運営基準書のとおり。

3. 指定管理者が行う業務

- (1) 基礎的管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営業務
- (4) 自主事業

4. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。なお、事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5. 指定管理料

指定管理者は、斜里町スポーツ施設の利用料金収入と本町からの指定管理料をもって斜里町スポーツ施設の管理運営を行うものとする。

本指定管理にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定められた利用料金制度を採用するため、利用料金については、指定管理者が自らの収入として収受することができる。

利用料金は、施設条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ委託者の承認を得て、利用料金の額を定めるものとする。

指定管理料の上限額は、令和 9 年度から令和 11 年度の 1 年度あたり 78,772,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、指定管理料の上限額には一定の減免分を加味しており、減免基準で定める団体による利用の場合、この減免分に関して町から別途補填はない。

指定管理料は、町と指定管理者の協議により締結する管理業務協定書において定めるものとする。指定期間内に指定管理者が行う業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるときは、本町又は指定管理者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては、両者協議の上決定するものとする。

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等の団体が通常使用している口座とは別の口座で管理すること。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理すること。

6. 関係法令等の遵守

斜里町スポーツ施設の管理運営にあたっては、本募集要項のほか、次の関係法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法ほか行政関連法規
- ② 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ③ 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ④ 斜里町スポーツ施設設置及び管理に関する条例
- ⑤ 斜里町スポーツ施設設置及び管理に関する条例施行規則
- ⑥ 斜里町個人情報保護法施行条例
- ⑦ 斜里町個人情報保護法施行条例施行規程
- ⑧ 斜里町情報公開条例
- ⑨ 斜里町行政手続条例
- ⑩ 斜里町行政手続条例施行規則
- ⑪ 都市公園法
- ⑫ 施設維持・設備保守点検に関する法令等
(建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- ⑬ その他斜里町スポーツ施設を管理運営するための業務に関連するすべての法令等
- ⑭ 斜里町スポーツ施設指定管理者管理運営基準書
- ⑮ 斜里町スポーツ施設管理業務特記仕様書

7. 参加資格

参加者は次の要件を満たすこと。

- ① 指定期間中、管理対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模及び能力

を有する法人等であること。

- ② 参加者は、株式会社、NPO 法人、その他の法人のほか、任意団体等の団体等でなければならず、個人での参加はできないものとする。

※ 複数の法人等がグループを構成して参加する場合は、グループで適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、申請の際にグループを構成したことを証明する書類（共同事業体協定書（第 7 号様式）、⑧ 共同事業体結成届出書（第 8 号様式））を提出すること。代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大となること

※ 申請後の代表法人等及びグループを構成する法人等の変更は、原則認めないものとする。

- ③ 次のいずれにも該当しない法人その他の団体であること。

ア 法律行為を行う能力を有していない者

イ 代表者及び役員に破産者で復権を得ていない者及び現に拘禁刑以上の刑に処せられている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、町における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがある者

カ 町長又は町議会議員であって、指定を受けようとする団体の代表権を有すると認められる者

キ 国税及び地方税を滞納している者

ク 代表者及び役員等が次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

8. 提出方法

(1) 提出書類

次の書類について、各 13 部（正本 1 部、その写し 12 部）を提出すること。

① 指定申請書（第 1 号様式）

② 事業計画書（3 年間分）（第 2 号様式）

③ 収支計画書（3 年間分）（第 3 号様式）

④ 自主事業計画書（第 4 号様式）

⑤ 誓約書（第 5 号様式）

⑥ 附属書類

ア 会社の登記事項証明書又は登記簿謄本（3 ヶ月以内に取得したもの）

イ 定款、規約又はこれに類する書類

ウ 前事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

エ 法人税、本店等所在地の法人に係る都道府県及び市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年分）

※募集要項の内容等に関する質問書がある場合様式 6 を、複数の法人等がグループを構成して参加する場合は、様式 7、様式 8 も提出すること。

（２）提出上の注意事項

① 様式は、A4 サイズ縦長、横書きとし、別添様式集を使用すること。

② 事業計画は、第 2 号様式に示した項目順を厳守して作成すること。

③ 提出期限後の提出書類の追加及び再提出、又は差替えは原則として認めない。

④ 提出された書類は返却しない。なお、提出した書類は、選定委員が審査に使用するほか、町が審査に関する書類作成、決裁、記録用に使用する。

（３）募集要項の配布方法

① 配布期間

令和 8 年 7 月 29 日（水）～令和 8 年 10 月 20 日（火）

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

※休館日は除く。

② 配布場所

〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 4 番地

斜里町公民館ゆめホール知床 体育振興係

※斜里町ホームページからもダウンロード可能。

ホームページアドレス

<https://www.town.shari.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/yumehallshiretoko/taiikushinokokakari/4319.html>

③ 現地説明会・施設見学会

日 時：令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 1 時 30 分から（2 時間程度）

集合場所：北海道斜里郡斜里町本町 4 番地 斜里町公民館ゆめホール知床

※ 各施設間の移動手段は各自で確保すること。

※ 上記見学会以外の日程での施設内見学は遠慮すること。

④ 提案書の受付期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）～令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 00 分必着

⑤ 書類提出先及び提出方法

提 出 先：〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 4 番地

斜里町公民館ゆめホール知床 体育振興係

提出方法：持参又は郵送

※ 持参による場合は、「13. 問合せ先」に事前連絡の上、休館日を除く午前9時00分から午後5時00分の間に持参すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便を用いること。

※ 受付期間最終日の午後5時00分を過ぎて持参又は配達された場合は受付不可とする。

⑥ 質問書及び回答について

受付期間：令和8年7月29日（水）～令和8年8月28日（金）午後5時00分必着

※ 持参による場合は、「13. 問合せ先」に事前連絡の上、休館日を除く午前9時00分から午後5時00分の間に持参すること。

受付方法：質問は書面及び電子データのみ受け付ける。

募集要項の内容等に関する質問書（第6号様式）に記入の上、持参又は電子メールにて提出すること。

※ 電話や口頭等による質問、審査に関する質問、質問書受付期間終了後の質問は受付不可とする。

※ 電子メールを使用する場合は、必ず受信の確認をすること。

回答日：令和8年9月10日（木）

質問に対する回答は、ホームページ上に掲載する。

9. 指定管理者の選定

（1）選定方法

斜里町スポーツ施設指定管理公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、事業計画書等の書類審査のほか、プレゼンテーションや質疑応答の内容などについて審査する。

審査委員会は、審査の結果（候補者・次点候補者）を町長へ報告し、町長が、審査委員会の意見を踏まえ、指定管理者の候補者を選定する。

（2）審査会

日 程：令和8年11月6日（金）

場 所：北海道斜里郡斜里町本町12番地 斜里町役場2階大会議室

そ の 他：・スクリーン及びプロジェクターは斜里町で用意するが、パソコンは提案者で用意すること。

・参加者の会場への入室は5名以内とすること。

・参加者は提案書に記載されたこと以外の書類は配布できない。

・プレゼンテーションは以下の時間配分で実施する。

機材の準備：5分以内

参加者からの説明：20分以内

質疑応答：30分以内

※ 審査会は非公開とする。

※ 詳細については、後日参加者へ連絡する。

（３）選定基準

個々の施設の設置目的や特性を踏まえ、以下の基準に基づき、住民サービスの向上や経費の効率化などの観点から審査項目を設定し、総合的に選定する。

ただし、審査会において応募者の総合点数が５割に満たない場合は、候補者・次点候補者に選定しない場合がある。

- ① 住民の平等利用が確保されるものであること。
- ② 施設の効用（設置目的）が最大限に発揮されるものであること。
- ③ 施設の管理に係る経費の効率化が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行うノウハウを有すること。
- ⑤ その他

（４）結果公表

各参加者に対し、「選定結果のお知らせ」を送付するとともに、斜里町ホームページに候補者を公表する。

表 指定管理者選定スケジュール

募集要項等の配布開始	令和８年７月２９日（水）
質問書受付開始	令和８年７月２９日（水）
現地説明会、施設見学会	令和８年８月１９日（水）
質問書受付終了	令和８年８月２８日（金）
質問回答日	令和８年９月１０日（木）
提案書受付開始	令和８年１０月８日（木）
提案書受付終了	令和８年１０月２０日（火）
審査委員会 審査会	令和８年１１月６日（金）
指定管理候補者選定・通知	令和８年１１月１０日（火）
仮契約の締結	令和８年１１月中・下旬
指定管理者の指定	令和８年１２月議会議決後予定

（５）選考結果の無効

次のいずれかに該当する場合、提案者の参加を無効とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 受付期間を過ぎて提出された場合
- ③ 軽微な誤字脱字を除く重要な記載ミスがある場合

１０．指定管理者の指定等

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、斜里町議会での議決を経て行う。

（２）協定書の締結

指定管理者の指定後、管理運営に係る管理業務協定書を締結する。

（３）業務の引継ぎ

指定管理に関する協定の発効までに、現在の管理者から業務の引継ぎを受けること。なお、引継ぎに要する全ての経費は指定管理者の負担とする。

指定期間が満了する年度においては、引継ぎ事務が発生する。次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理運営に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎ業務に協力するとともに、必要書類及びデータ等を整備すること。

１ １． 参加にあたっての留意事項

（１）接触の禁止

参加予定者及び参加者は、選定委員会委員、町の関係職員、他の参加予定者及び他の参加者と本件提案についての接触（施設見学会や質問書の提出等正当な行為を除く。）を禁止する。

なお、接触の事実等が認められた場合、失格になることがある。

（２）重複提案の禁止

１ 参加者が、本件について複数の提案をすることはできない。

また、単独で提案した参加者が、他のグループの構成団体となることや、１団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。

（３）費用負担

参加に関して要した費用は、全て参加者の負担とする。

（４）提案書類の著作権

提案書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町は、本件指定管理者の公募に関する公表等必要と認める場合は、提案書類の内容を無償で利用できるものとする。

また、提出された提案書類は、斜里町情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。

（５）町が提供する本件関係資料に係る目的外使用の禁止

今回の募集にあたり、町から参加者へ提供する書類は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

１ ２． 指定の取消しについて

以下の事由に該当した場合、指定管理者の指定が取り消され、又は停止されることがある。なお、指定管理者の指定が取り消され、又は停止された場合、指定管理料の返還や違約金が発生する。

- ① 公の施設の設置条例の規定又は協定書に記載の事項に違反したとき。
- ② 報告の要求等に対して正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ 参加資格を満たさなくなったとき。

- ④ 指定管理者に滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産等の手続が開始されたとき。
- ⑤ 指定管理者の代表者、役員又は従業員の行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき、その他管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であるとき。
- ⑥ 管理業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。
- ⑦ 管理業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ⑧ その他指定管理者として不適當と認められるとき。

1 3. 問合せ先

〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 4 番地

斜里町公民館ゆめホール知床 体育振興係（担当：小川）

TEL：0152-22-2222

MAIL：sh.taiiku@town.shari.hokkaido.jp

別表 責任分担表

項目	区分	内容	町	指定 管理者
施設・設備等 の維持	施設・設備等管理	施設の管理、施設・設備の補修	○※	◎
	安全管理	巡視		◎
	植物等管理	芝生管理、樹木管理		◎
	設備管理	施設・設備の検査・点検		◎
	衛生管理	日常清掃、特別清掃、ごみ収集		◎
	冬期管理	建物の雪下ろし、除雪、冬囲い		◎
	その他管理	有害鳥獣対策等	○	◎
	施設整備・改修	施設の改修、増築、大規模修繕等	◎	
施設の運営	利用提供業務	備品等の管理、利用者への対応、利用調整、苦情対応		◎
	利用料金の収受等	利用料金の決定、収受、減免等		◎
	利用促進業務	インターネット、広報誌等による情報提供事業、住民との協働推進、利用者満足度の把握		◎
	事故処理等	安全対策、保険加入、事故処理	○ 指示等	◎
	災害時対応	安全対策、施設の利用禁止等、利用者の安全確保、応急措置、町に対する報告	○ 指示等	◎
その他		上記業務に伴う財務、契約、記録管理等		◎

◎は主に業務を行う者、○は従に業務を行う者を表す。

※ 施設等の補修については、指定管理者の責めに帰する破損や通常の維持管理の範疇にある小破修繕（1件当たりの補修額が原則10万円以下）は、指定管理者の負担とする。なお、指定管理者の責めに帰さない老朽化等による修繕や機器の入れ替え、災害等の復旧については、別途、町と協議するものとする。